

研修・試験のご案内

一般財団法人 日本建築総合試験所

認定区分FBでは、SiTeC委員会のもと、STS規格*としてSTS-01:2007「電子レンジを用いたフレッシュコンクリートの単位水量推定のためのモルタルの採取方法および質量減少試験方法」に沿った測定が、適正かつ円滑に実施できる現場試験技能者を認定しています。(詳しくは、ホームページ<http://www.gbrc.or.jp/contents/training/sitec.html>をご覧ください) *：コンクリート現場試験技能者認定制度の試験規格

本認定制度をご利用いただき、技能の修得、また専門知識の向上にお役立てください。

なお、本制度では、登録者を公正に認知された者として位置づけるため、JIS Q 17024 (適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項) に準じて、「サーベイランス」(2年毎)および「再認証」(4年毎の更新登録)を実施いたします。(詳細は、別紙「サーベイランス実施について(通知)」をご覧ください)

1. 受験資格：以下の①および②または①および③に該当する者

- ① (一財) 日本建築総合試験所が実施する研修(平成30年1月6日(土)実施)を受講した者
- ② 【フレッシュコンクリートの受入検査(認定区分F)】の認定登録者
- ③ 【電子レンジ法によるモルタルの質量減少試験(案)(認定区分FB)】と【フレッシュコンクリートの受入検査(認定区分F)】を同時に受験する者。*

*：平成25年度から、【フレッシュコンクリートの受入検査(認定区分F)】の認定登録者でない場合でも【電子レンジ法によるモルタルの質量減少試験(案)(認定区分FB)】の受験が可能となりました。ただし、認定区分Fと認定区分FBを同時に受験していただく必要があります。詳細については別紙「認定区分FBにおける受験資格および認定登録資格」をご覧ください。

2. 開催会場および試験日時

裏面の開催会場と試験日を参照してください。

なお、実技試験の開始時刻は受験者ごとに異なりますので、研修日の約1週間前にFAXで送付する「試験案内通知」を参照願います。

3. 研修・試験の内容

裏面の研修・試験の内容を参照してください。

4. 費用

35,000円(テキスト代、税込) ※原則として、費用の払戻しは致しません。

内訳：研修 20,000円、実技試験 10,000円、筆記試験 5,000円

5. 申込手続

- (1) 申込書の送付：所定の申込書の太枠内を記入し、顔写真(縦30mm×横24mm)を同封して郵送してください。同一の会社で複数の受験者がおられる場合、一括してお送りいただいても結構です。

申込書送付先：〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1 (一財) 日本建築総合試験所 研修室 宛

- (2) 申込期限：平成29年11月24日(金)必着
- (3) 受験票の送付：申込書の受付後、受験票(はがき)を送付します。
- (4) 費用の振込：受験票に記載してある金額をご確認のうえ、振込願います。

6. 試験結果の通知

平成30年3月中旬(予定)に、ご本人に郵送で通知いたします。

7. 登録

試験の合格者は、現場試験技能者として登録することができます。合格者には、合格通知とともに送付します登録要領をご参照のうえ、手続きを行ってください。

- (1) 登録料：5,000円(税込)
- (2) 有効期限：平成34年(2022年)3月末。ただし、登録後2年目に行われるサーベイランスで適正と評価されることが条件となります。詳しくは、別紙「サーベイランス実施について(通知)」をご覧ください。また、登録の有効期限満了までに試験所実施の更新試験(実技試験)に合格し、登録手続きをとることにより、登録が更新されます。

注) 有効期間中に区分F(フレッシュコンクリートの受入検査試験の認定)の資格を失効した場合は、本資格(区分FB)も自動的に失効します。

8. その他

- (1) 試験(研修)日には、受験票(はがき)を必ずご持参ください。
- (2) 作業服、軍手、筆記用具、電卓をご用意ください。
- (3) 会場へお車でお越しの方は、場内の駐車スペースをご利用ください。
- (4) 昼食は、各自でご準備ください。
- (5) 問合せ先：(一財)日本建築総合試験所 研修室 TEL：06-6834-4775 FAX：06-6872-0413

実施日時・定員・会場

	実施日	時間	定員	会場
研修	平成29年1月6日(土)	9:30 ~ 16:30	30名	(一財)日本建築総合試験所(GBRC) 神戸試験室 (兵庫県神戸市中央区港島南町3-3-7)
試験	平成30年1月13日(土)	実技※ 10:00 ~ 17:00のうち 約30分/人		
		筆記 12:15 ~ 13:15		

※実技試験については、受験者ごとに実施日時が異なりますので別途ご案内いたします。ご案内した実施日時は受験者の都合による変更は原則できませんので、予めご了承ください(受験時間は申込時の受付順に決定させていただきます)。また、試験当日のスケジュールは、試験実施状況等により変更となる場合がございますので、併せてご了承ください。

研修・試験の内容

	講義	実技
研修	<ul style="list-style-type: none"> <単位水量一般> ・コンクリートの単位水量に関わる最近の動向 <試験方法について> ・STS-01:2007「電子レンジを用いたフレッシュコンクリートの単位水量推定のためのモルタルの採取方法および質量減少試験方法」(以下、STS-01と呼ぶ)の解説 ・単位水量の推定について、など 	STS-01 習熟のための実習・解説 <ul style="list-style-type: none"> ・室内練りコンクリート使用 ・測定方法の実演(ポイント説明含む) ・受講者全員の測定実習 その他
	筆記	実技
試験	<ul style="list-style-type: none"> ・単位水量にかかわる一般知識 ・STS-01について ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・STS-01に基づく実技 ・口頭試問(1~2問) ・その他

※筆記試験および実技試験の両方に合格した者を合格者とし、筆記試験あるいは実技試験の片方にのみ合格した場合は、次回開催(平成30年度後期)に限り、研修および合格した試験は免除となります。

<会場周辺地図>



JR・阪急・阪神三宮駅よりポートライナーで医療センター駅下車・徒歩約8分

認定区分 FB における受験資格および認定登録資格について(改定)**○FB の受験資格**

「□FB の直近の研修受講者」かつ「□F の認定登録者あるいは同時受験者」*

●FB の認定登録資格

「□FB の直近の試験合格者」かつ「□F の認定登録者あるいは同時受験の試験合格者」*

*【解説】FB の受験資格は、これまで F の認定登録者で 1 回以上更新している必要がありましたが、この度、F の認定登録者であれば受験可能になりました（F の認定登録者で更新を 1 回もされていない場合でも受験可能）。また、FB の受験時に F の認定登録者でない場合でも、FB と同時期に F を受験（F と FB の同時受験）し、両者の試験のいずれにも合格すれば FB の認定登録資格を付与します。

また、同時受験において、F が不合格の場合は FB の認定登録資格は認められませんので、たとえ FB が合格しても FB の認定登録はできません。なお、FB の合格は次回開催以降の認定登録においては無効となります。次回開催以降で FB の認定登録を希望される場合は、再度 FB の筆記および実技試験を受験して頂く必要があります。ただし、研修は次回開催に限り受講の必要はありません（表-1 参照）。

表-1 同時受験における FB の認定登録までの主なパターン

パターン	区分	同時受験		注意事項
		試験	認定登録	
A	F	○	必須	FB の認定登録には F の認定登録が必須
	FB	○	可	認定登録可
B	F	○	必須	FB の試験合格まで認定登録の維持（更新維持）必要
	FB	×	—	FB の試験合格まで受験
C	F	×	—	F の試験合格まで受験
	FB	○	不可	FB の試験合格者でも、F の認定登録者あるいは同時受験時の F の試験合格者でないと FB の認定登録はできない。 なお、FB の試験合格は次回開催以降の認定登録においては無効。再受験が必要。再受験では次回開催に限り研修受講は必要なし。

【記号の説明】○：試験合格、×：試験不合格

注) 開催頻度は、F は 2 回/年（前期・後期）、FB は 1 回/年（後期のみ）。

◆FB の認定登録の維持について

FB の認定登録を維持する場合、これまで通り F の認定登録の維持（更新維持）が必要です（F を失効すれば FB も自動的に失効）のでご注意ください。

重要

平成 24 年 4 月 1 日

一般財団法人 日本建築総合試験所

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) に基づく登録者を対象とした サーベイランス実施について (通知)

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) の登録者におかれましては、その知識や技能を日常業務で存分に活用され、ご活躍のことと存じます。関係者からは、登録者による業務内容について高い評価を得ており、コンクリート構造物の品質向上に大いに寄与しております。

さて、本制度では、登録期間の中間期にサーベイランスを受験していただくことになっております。これは、登録者を公正に認知された者として位置づけるために、JIS Q 17024 (適合性評価-要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項)「6.4 サーベイランス」従って、「認証された要員 (登録者) の継続的な力量を確認する公平な評価が行われていることの保証」をするものです。

そこで、登録期間の満了 (4 年間) まで登録を維持される方におかれましては、必ずサーベイランスを受験してくださるよう、お願い申し上げます。なお、サーベイランスを受験しない、あるいはサーベイランスで「不適正」と評価された場合には、登録期間が 2 年で失効することにご留意願います。

サーベイランスの概要

◆内容

当該認定範囲の一部またはすべての試験を実施していただき、その力量を確認し評価します。

- ・適正であると評価された方には、「適格性証明書」および「適格シール」を発行します。
- ・不適正であると評価された方は、その日のうちに、もう一度力量を確認し評価します (再評価)。
- ・再評価でも不適正であると評価された方は、登録期間が 2 年で失効します。
- ・サーベイランスを受けられない場合も登録期間が 2 年で失効します。
- ・失効された方が新たに認定登録するには、次回に「新規」で受験していただく必要があります。

◆申請方法

- ・登録日から約 1 年半後に、ご自宅に届く案内書をお読みいただき、手続き願います。

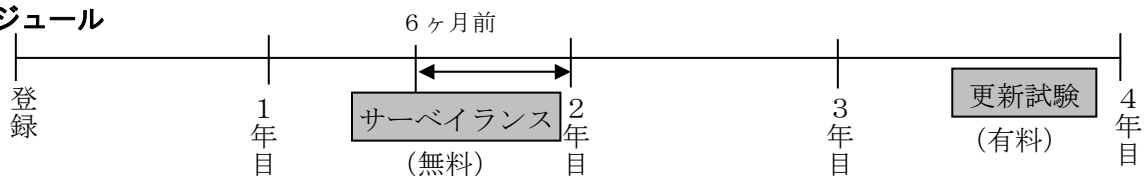
◆費用

無料。

◆その他

- ・試験規格等が改定された場合、必要に応じて開催される技術講習会を受講していただかねばならないことがあります。

◆スケジュール



問合せ先

(一財)日本建築総合試験所 研修室 TEL : 06-6834-4775 FAX : 06-6872-0413

以上